

八幡平市地域公共交通活性化協議会
令和5年度第1回会議

日時：令和5年6月14日(水) 午前10時00分～

場所：八幡平市役所3階大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 監事の任命について
- 4 会長あいさつ
- 5 協議事項
 - (1) 令和4年度事業報告及び収支決算について
 - (2) 令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
 - (3) 安比高原地区における自家用有償旅客運送について
 - (4) 八幡平市地域公共交通計画について
- 6 その他
- 7 閉会

八幡平市地域公共交通活性化協議会委員名簿(任期:令和5年4月1日~令和7年3月31日)

	役職	所属	職名	氏名
1	会長	八幡平市	市長	佐々木 孝弘
2	副会長	八幡平市	副市長	田村 泰彦
3	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(輸送監査部門)	竹林 孝也
4	委員	東北運輸局岩手運輸支局	首席運輸企画専門官(企画調整部門)	村林 真悟
5	委員	盛岡広域振興局経営企画部	特命参事兼企画推進課長	今 俊晴
6	委員	盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	道路河川整備課長	古舘 衛
7	委員	岩手県公安委員会	岩手県警察本部交通部交通規制課長	南部 一成
8	委員	岩手警察署	交通課長	田頭 幹紘
9	委員	八幡平市	建設課長	工藤 剛
10	委員	公益社団法人岩手県バス協会	専務理事	菅原 克也
11	委員	一般社団法人岩手県タクシー協会	専務理事	宮澤 淳
12	委員	岩手県交通運輸産業労働組合協議会	副議長	大坪 勝利
13	委員	岩手県北自動車株式会社	営業本部乗合事業部 部長	八木澤 健
14	委員	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	盛岡営業統括センター 所長	庄司 裕二
15	委員	有限会社平舘タクシー	代表取締役	高橋 光男
16	委員	西根観光タクシー株式会社	取締役	山口 智
17	委員	有限会社安代観光タクシー	代表取締役	平 清史
18	委員	八幡平市平舘地域振興協議会	事務局長	田村 栄造
19	委員	八幡平市松尾地区地域振興協議会	理事	田村 英典
20	委員	畑地区振興協議会	会長	立花 貴人
21	委員	岩手西北医師会	参与	及川 忠人
22	委員	一般社団法人八幡平市観光協会	会長	田村 正彦
23	委員	八幡平市商工会	会長	高橋 富一
24	委員	八幡平市PTA連絡協議会	理事(八幡平市立松野小学校PTA会長)	梶本 希
25	委員	八幡平市老人クラブ連合会	会長	勝又 紘一
26	委員	八幡平市婦人会連絡協議会	副会長	佐々木 育子
27	委員	岩手県立大学	総合政策学部 准教授	宇佐美 誠史

協議事項（１）

令和４年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業報告及び収支決算について

1 令和４年度事業報告

①会議等の開催

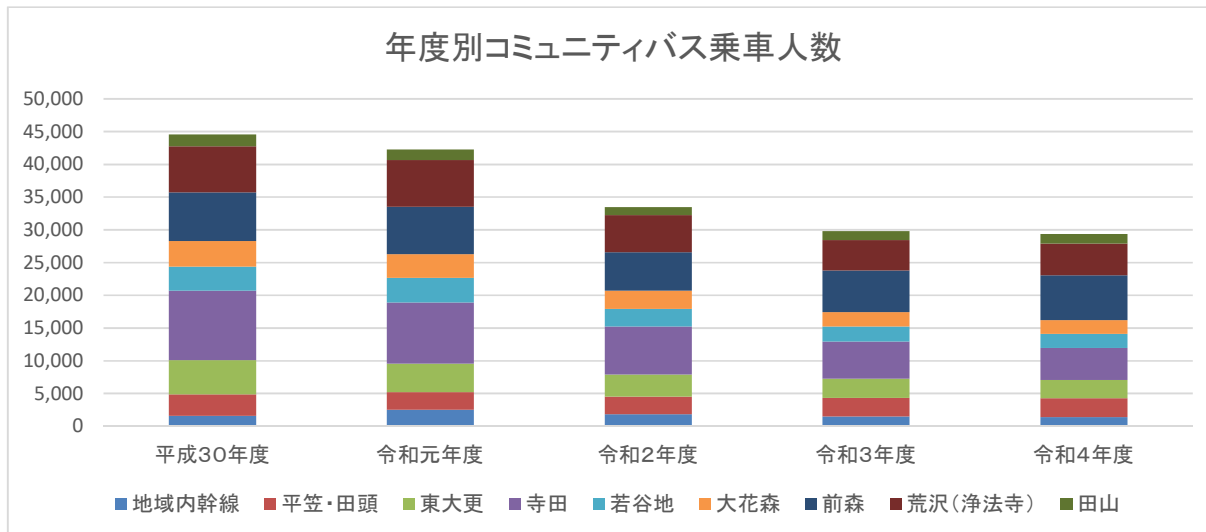
期日	会議名等	場所
令和４年６月１４日	第１回会議 ・令和３年度事業報告、収支決算について ・令和４年度事業計画（案）、収支予算（案）について ・安比高原地区における自家用有償旅客運送について	市多目的ホール棟多目的ルーム
令和５年２月２８日	第２回会議 ・コミュニティバス料金の改定について	市多目的ホール棟大ホール

②事業の実施

事業名	内容
コミュニティバス・スクールバスの混乗についての検討	登下校時間の調整、防犯対策、バス車両、運転手確保等について、市教育委員会、担当課で課題整理を行った。松尾地区中心の検討から、西根地区、安代地区へも検討範囲を広げることとした。
岩手山ＳＡ高速バス停設置に関する検討	岩手山ＳＡ高速バス停設置に関し、岩手河川国道事務所と打ち合わせを行った。（東北整備局協議事項の現状確認）
八幡平市地域公共交通計画策定に係る事前準備	仕様書案の検討を行い、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助）、地域公共交通活性化推進事業（県補助）申請準備を行った。
待合環境等の整備	バス停修繕（７か所）、丸板予備購入

令和4年度コミュニティバスの乗車状況について

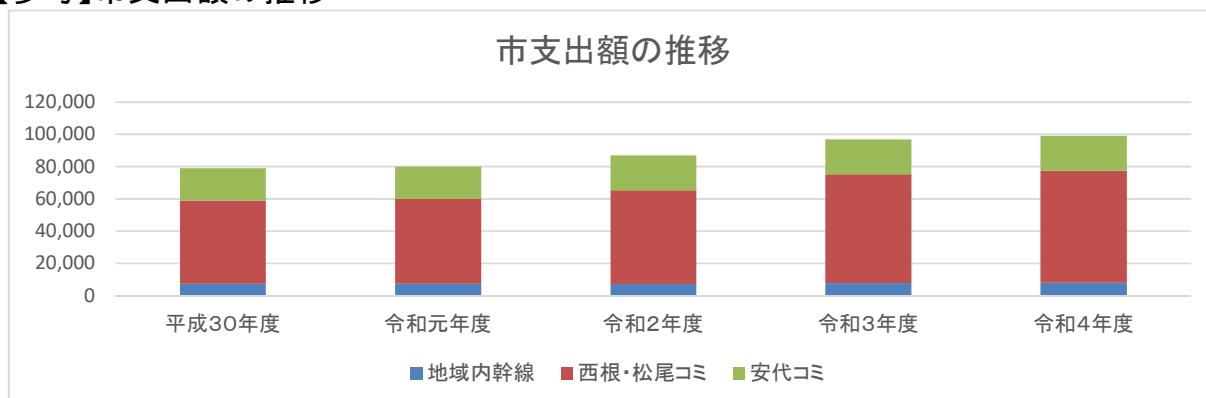
令和4年度のコミュニティバス乗車状況について報告します。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域内幹線	1,619	2,554	1,834	1,496	1,392
平笠・田頭	3,267	2,666	2,683	2,872	2,924
東大更	5,221	4,372	3,419	2,874	2,757
寺田	10,606	9,317	7,312	5,693	4,885
若谷地	3,649	3,728	2,709	2,279	2,183
大花森	3,914	3,670	2,777	2,243	2,088
前森	7,445	7,199	5,845	6,353	6,832
荒沢(浄法寺)	7,041	7,156	5,661	4,635	4,839
田山	1,786	1,604	1,242	1,387	1,472
計	44,548	42,266	33,482	29,832	29,372

【単位：人】

【参考】市支出額の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域内幹線	7,260	7,260	7,189	7,829	7,989
西根・松尾コミ	51,737	52,866	58,176	67,394	69,520
安代コミ	19,924	19,924	21,642	21,642	21,642
計	78,921	80,050	87,007	96,865	99,151

【単位：千円】

2 令和4年度収支決算

収入

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	500,000	500,000	0	八幡平市
2繰越金	1繰越金	1繰越金	193,153	193,153	0	
3諸収入	1諸収入	1雑入	847	3	844	預金利息
計			694,000	693,156	844	

支出

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	比較 (予算-決算)	摘要
1運営費			494,000	193,295	300,705	
	1会議費	1会議費	474,000	184,205	289,795	委員報酬、費用弁償
	2事務費	1事務費	20,000	9,090	10,910	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	190,000	0	190,000	
3予備費	1予備費	1予備費	10,000	0	10,000	
計			694,000	193,295	500,705	

収入合計 693,156 円 - 支出合計 193,295 円 = 次年度繰越金 499,861 円

監 査 報 告

八幡平市地域公共交通活性化協議会に係る令和4年度の収支決算について令和5年5月31日に、関係帳簿、証拠書類等を厳密に監査した結果、その内容は正確であり、収支はいずれも適切であったことを認め、ここに報告します。

令和5年6月14日

監事 岩手県北自動車株式会社
執行役員 乗合事業部長
八木澤 健



監事 八幡平市田頭地域振興協議会
理事
工藤 正



協議事項（２）

令和５年度八幡平市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）及び収支予算（案）
について

1 令和５年度事業計画（案）

①八幡平市地域公共交通計画策定

- ・八幡平市地域公共交通計画（令和６年度～令和１０年度）を策定します。
- ・八幡平市地域公共交通活性化協議会 ４回程度の開催（今回第１回会議含む）
- ・計画策定の遂行に必要となる協議、打ち合わせの実施（事業者等関係者）
- ・地域交通に関する実態・ニーズ把握調査等の実施

2 令和5年度収支予算(案)

収入

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	6,208,000	500,000	5,708,000	八幡平市(協議会負担金500千円) 八幡平市(計画策定負担金5,708千円)
2繰越金	1繰越金	1繰越金	499,861	193,153	306,708	
3補助金	1補助金	1補助金	815,250	0		岩手県(地域公共交通活性化推進事業費補助金)
4諸収入	1諸収入	1雑入	889	847	42	預金利息等
計			7,524,000	694,000	6,830,000	

支出

(単位:円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1運営費			760,000	494,000	266,000	
	1会議費	1会議費	710,000	474,000	236,000	委員報酬等
	2事務費	1事務費	50,000	20,000	30,000	振込手数料
2事業費	1事業費	1事業費	6,714,000	190,000	6,524,000	八幡平市地域公共交通計画策定調査業務委託料(6,523千円)
3予備費	1予備費	1予備費	50,000	10,000	40,000	
計			7,524,000	694,000	6,830,000	

協議事項（3）

安比高原地区における自家用有償旅客運送について

令和3年度第2回会議（令和4年2月24日開催）、令和4年度第1回会議（令和4年6月14日開催）において「安比高原地区における自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）について」は、旅客の範囲、対象エリア、交通空白地の捉え方について更なる整理が必要であるとされました。このことについて再度、安比高原観光輸送協議会より自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の申出がありましたので協議します。

【交通空白地有償運送とは】

バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民又は来訪者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市又は特定非営利活動法人等が、地域住民、来訪者の移動に必要な旅客輸送を確保するため、地域公共交通会議等において調った協議内容に基づき、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うもの。

【運送内容確認の主なポイント】

- ・ 需要に即したものであるか
- ・ 既存交通事業者の対応が困難であるか（交通空白地か）
- ・ 運送の範囲（路線、区域）は適当か
- ・ 旅客から収受する対価は適当か（実費の範囲内であるか）
- ・ 運送しようとする旅客の範囲は適当か

協議事項（４）

八幡平市地域公共交通計画について

平成 27 年度に策定した八幡平市地域公共交通網形成計画が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、計画の見直しを行うとともに、将来にわたり持続可能で効率的な地域交通体系を構築するための指針として、八幡平市地域公共交通計画を策定する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。）

地域公共交通計画の法定の記載事項

〔定めなければならない事項〕（法第 5 条第 2 項）

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
（※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする）
- ④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

〔定めるよう努めるものとされている事項〕（法第 5 条第 3 項及び第 4 項）

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

地域公共交通確保維持事業の補助を受けるために、地域公共交通計画本体に位置付けなければならない事項

- ① 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置づけ・役割
- ② 地域の公共交通における位置づけ等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ③ 補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ④ 地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

八幡平市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成27年 2月 4日 告示第 6号

改正 平成28年 3月28日 告示第60号
平成31年 3月29日 告示第24号
令和 2年12月28日 告示第134号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、八幡平市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会は、必要に応じて第1項に規定する委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、必要に応じ随時に開催することができる。

3 会議の議決の方法は、多数決とし、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が整った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(監事)

第8条 協議会に監事2人を置く。

2 監事は、第3条に定める構成員のうちから市長が任命する。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年2月4日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日告示第134号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

八幡平市長
八幡平市副市長
東北運輸局岩手運輸支局職員
盛岡広域振興局経営企画部職員
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター職員
岩手県公安委員会代表
岩手警察署交通課職員
八幡平市建設課長
公益社団法人岩手県バス協会代表
一般社団法人岩手県タクシー協会代表
岩手県交通運輸産業労働組合協議会バス関係役員
岩手県北自動車株式会社代表
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社代表
有限会社平舘タクシー代表
西根観光タクシー代表
有限会社安代観光タクシー代表
西根地区地域振興協議会代表
松尾地区地域振興協議会代表
安代地区地域振興協議会代表
一般社団法人岩手西北医師会代表
一般社団法人八幡平市観光協会代表
八幡平市商工会代表
八幡平市PTA連絡協議会代表
八幡平市老人クラブ連合会代表
八幡平市婦人会連絡協議会代表
識見を有する者